

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第67号）

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和6年3月15日付け諮問長第10220号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が開示請求を求めている保有個人情報の内容

介護施設における事故報告書

2 開示請求に対する処分の内容

別記1の地方公共団体等行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、別記2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする、保有個人情報の一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）

別記1 介護保険事業者事故等報告書

別記2 担当者名欄

3 担当課（所）

健康福祉部長寿社会課

4 審査請求の経緯

開示請求 令和 6年 2月 2日

本件処分 令和 6年 2月 6日

審査請求 令和 6年 2月 13日

諮 問 令和 6年 3月 15日

答 申 令和 7年 1月 21日

5 審査請求の趣旨

本件不開示部分の開示を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

（1）結論

本件処分は妥当である。

（2）争点

実施機関は、本件不開示部分には当該報告書を作成した介護施設の職員氏名が記載されており、当該氏名は法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当し、開示することはできない旨を主張している。審査請求人は開示すべきであると主張している。

（3）審査会の判断理由

当審査会において、本件保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は事故報告書の様式に設けられた担当者欄であった。当該欄には、委任者以外の氏名が記載されていることは明らかであり、報告書を作成した職員の氏名が記載されているとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

従って、本件不開示部分は、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

7 審議経緯

審査回数 2回

答申書

令和7年11月21日

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対し、別記1の地方公共団体等行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、別記2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする、保有個人情報の一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、任意代理人として、令和6年2月2日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求内容 介護施設に於ける委任者に係る事故報告書

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年2月6日付けで、法第82条第1項の規定に基づき本件処分を行い、審査請求人に対し通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年2月13日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 質問

実施機関は、本件審査請求について、令和6年3月15日付けで、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

記述責任の信頼性保全のため

2 審査請求書における理由

担当者名不開示の不条理

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求は棄却されることが適当であると考える。

2 弁明の理由

(1) 関係法令等の定め

法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定している。

また法第79条は「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と定めている。

(2) 処分の内容及び理由

ア 認定した事実

本件不開示部分には、事故報告書を作成した担当者の氏名が記載されている。

イ 処分の根拠法令等に対する本件のあてはめ

認定した事実を法令等に当てはめると以下のとおりとなる。

- ・法第78条に当てはめると、当該担当者氏名は同条第1項第2号に該当することから、不開示情報にあたる。
- ・法第79条に基づき開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないことから、当該担当者氏名を除いた残りの部分が開示対象となる。

ウ 処分の内容

担当者氏名という不開示情報を除いた残りの部分を公開することとし、本件処分を行った。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

法は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」（第3条）との基本理念を示し、何人も自己を本人とする保有個人情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができることを規定するとともに、これらの請求を受けた実施機関が、開示、訂正又は利用停止をすべき義務を負っていることを規定している。当審査会は、上記の理念を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

2 本件審査請求に係る争点について

本件保有個人情報は、委任者に係る事故に関して、介護施設が作成した事故報告書である。

実施機関は、本件不開示部分には当該報告書を作成した介護施設の職員氏名が記載されており、当該氏名は法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当し、開示することはできない旨を主張している。審査請求人は開示すべきであると主張している。

そこで、当審査会は、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 保有個人情報の開示義務について

法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報

に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、保有個人情報の原則開示を規定したうえで、例外的に不開示とする情報として、同条同項第1号から第7号までを定めている。

(2) 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人情報）該当性について

法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

当審査会において、本件保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は事故報告書の様式に設けられた担当者欄であった。当該欄には、委任者以外の氏名が記載されていることは明らかであり、報告書を作成した職員の氏名が記載されているとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

従って、本件不開示部分は、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

4 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断するものである。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年 3月15日	実施機関から諮問を受けた（諮問長第10220号）
令和7年 8月21日 (第72回審査会)	審議を行った。
令和7年10月20日 (第73回審査会)	審議を行った。

別記1 委任者の事故に関する介護保険事業者事故等報告書

別記2 担当者名欄